平成１４年《２００２年》５月３０日から施行

建設リサイクル法に関する届出の手引き

八尾市建築部審査指導課

目　次

目次 ―――― Ｐ１

１．はじめに ―――― Ｐ２

２．届出が必要な規模、工種について ―――― Ｐ２

３．発注から実施のながれ ―――― Ｐ３

４．対象建設工事の届出について ―――― Ｐ５

５．届出書等の記入について ―――― Ｐ７

６．受注者の注意点 ―――― Ｐ１０

※記入例

・届出書 ―――― Ｐ１２
・別表１～３ ―――― Ｐ１３～Ｐ１５
・委任状 ―――― Ｐ１６
・工程表 ―――― Ｐ１７
・説明書 ―――― Ｐ１８
・法第１３条及び省令第４条に基づく書面 ―――― Ｐ１９～Ｐ２０
・告知書 ―――― Ｐ２１
・再資源化等報告書 ―――― Ｐ２２

※各様式（白紙）

・届出書 ―――― Ｐ２３
・別表１～３ ―――― Ｐ２４～Ｐ２６
・変更届出書 ―――― Ｐ２７
・別表１～３（変更） ―――― Ｐ２８～Ｐ３０
・委任状 ―――― Ｐ３１
・工程表 ―――― Ｐ３２
・説明書 ―――― Ｐ３３
・法第１３条及び省令第４条に基づく書面 ―――― Ｐ３４～Ｐ３７
・告知書 ―――― Ｐ３８
・再資源化等報告書 ―――― Ｐ３９

１．は　じ　め　に

平成 12 年 5 月 31 日に公布された建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）が、平成 14 年 5 月 30 日より完全施行されます。八尾市域において、一定規模以上の解体工事、新築工事及び増築工事、一定金額以上の修繕、模様替及び土木工事等を施工する際には、その工事の発注者は、八尾市長に対して分別解体工事等の届出をする必要があります。

この手引き書は、八尾市域において行われる解体工事等に際し、その行為の届出等について活用していただくために作成したものです。

２．届出が必要な規模、工種について

○分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材

① コンクリート
② コンクリート及び鉄から成る建設資材
③ 木材
④ アスファルト・コンクリート

○上記の特定建設資材を用いた（使用する）下表に掲げる工事については、発注者（建築主）は工事着手の７日前までに届出書の提出が必要となります。

工事の種類	規模の基準	提出先
建築物の解体	床面積の合計　　８０㎡以上	審査指導課
建築物の新築・増築	床面積の合計　　５００㎡以上	
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金の額　　１億円以上	
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	請負代金の額　５００万円以上	

建築物－建築基準法第２条第１項第１号で規定するもの
土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

工作物－道路・橋・トンネルなどのように土地に定着する工作物で建築物以外のもの
例）◇土木工作物
◇木材の加工又は取り付けによる工作物
◇石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む）の加工又は積方による工作物
◇れんが、コンクリートブロック等による工作物
◇形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てによる工作物
◇機械器具の組立て等による工作物

３．発注から実施のながれ

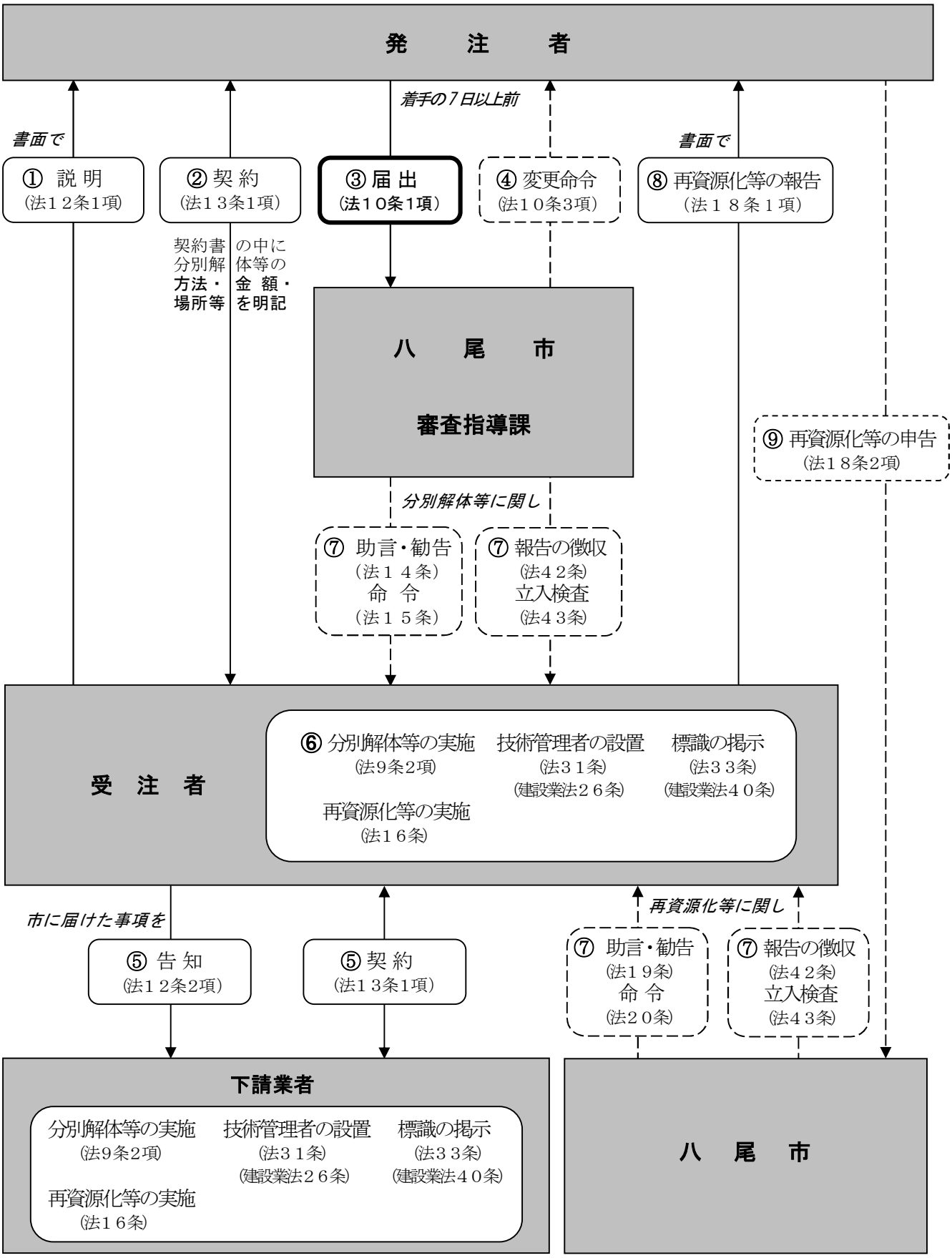

〇前ページのフロー図に対応しています

番号	事項	内容	参考 （記載例）	参考 （各種書式）
①	説明	元請業者から発注者への説明 （建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等）	Ｐ１８	Ｐ３３
②	契約	契約書面への解体工事等の明記 （分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用）	Ｐ１９～ Ｐ２０	Ｐ３４～ Ｐ３７
③	**届出書提出**	**発注者は市へ工事着手の７日前までに届出書を提出**	Ｐ１２～ Ｐ１７	Ｐ２３～ Ｐ３２
④	変更命令	市の受付から７日以内に、必要な措置を命令		
⑤	告知及び契約	元請業者から下請業者に対して、契約前に届出事項等を告知	Ｐ２１	Ｐ３８
⑥	工事実施	分別解体工事、再資源化の実施 ・主任技術者及び技術管理者による施工管理 ・現場における標識の掲示		
⑦	助言・勧告等	分別解体工事、再資源化の実施に関して必要な助言、勧告、命令、立入検査、報告の徴収		
⑧	再資源化等の報告	元請業者から発注者への完了報告	Ｐ２２	Ｐ３９
⑨	再資源化等の申告	発注者から知事に対して再資源化等の申告		

注）⑤は①と②と同時期でも差し支えありません。

４．対象建設工事の届出について

第１　届出の窓口

１　届出書及び変更届出書（以下「届出書等」という。）の提出先窓口は、建築工事等関係、土木工事等関係とも審査指導課です。

２　複数の行政庁の区域にまたがる場合の届出の窓口

当該対象建設工事の施工範囲が複数の行政庁（大阪府、奈良県、大阪市、東大阪市）の区域にまたがる場合は、その区域を含む複数の届出書受付行政庁のすべてに対し、届出及び変更届出をして下さい。

第２　届出書等の受付

１　届出日

届出は、工事に着手する日の７日前までに行って下さい。（この７日間には、土曜、日曜、祝日・休日、年末年始を含む。）

例）9 月 1 日に着工予定であれば、8 月 25 日以前に届け出て下さい。

.. 8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	9/1 ...
. ８日前	７日前	６日前	５日前	４日前	３日前	２日前	１日前	当日 ..
	←届出日							着手日

２　提出部数

届出書等の提出部数は、１部とします。

３　受付時間

法第１０条の届出書等の受付は、開庁日の開庁時間において行います。

４　届出の完了時点

届出書の受理が完了した時点とします。

５　工事中に対象建設工事となった場合

当初、対象建設工事でなかった工事が、工事変更等により対象建設工事となった場合には、速やかに届出を行って下さい。

第３　提出書類

１　<u>**届出書**</u>（別記様式第一号）

２　<u>**別表**</u>（分別解体等の計画等）

◇以下の別表１～３のうち、工事の種類により該当するものを添付してください。

① 建築物に係る解体工事については**別表１**

② 建築物に係る新築工事等については**別表２**

③ 土木工事等については**別表３**

３　<u>**委任状**</u>　※様式第一号への押印は不要ですが、委任状については**押印が必要**となります。

◇届出を次に掲げる代理者が行う場合は、委任状を提出して下さい。

① 建築士（業務として行う場合）

② 行政書士（業務として行う場合）

③ 前各号に掲げる場合の他、業務として行う場合を除き、本人の意思表示により代理権を付与された代理人

◇法人の職員が代理を行う場合

委任状の提出又は社員であることの身分を証する書類を提示して下さい。

代理者＝届出書等・添付書類の提出、内容の変更・訂正、取下げができます。 代行者＝委任状の提出は不要 　　届出書等・添付書類の提出時に内容の変更・訂正はできません。

４　付近見取り図

住宅地図又は白地図に該当対象工事等を施工する場所を朱色等で着色して明示したものとし、サイズはＡ４とします。

５　設計図又は写真

①　設計図の場合は、立面図又は平面図を１面以上添付し、サイズは原則としてＡ４としますが、Ａ４以外のサイズの場合はＡ４の大きさに折りたたんで下さい。

②　写真の場合は外観写真を１面以上Ａ４サイズの台紙に貼付し、サイズはサービスサイズ、キャビネ版、パノラマ版等とし、かつ、カラー写真とします。

６　工程の概要（工程表）

１の届出書の記載欄に記載できないときに添付して下さい。（別紙参考様式参照）

第４　届出書等の綴り方

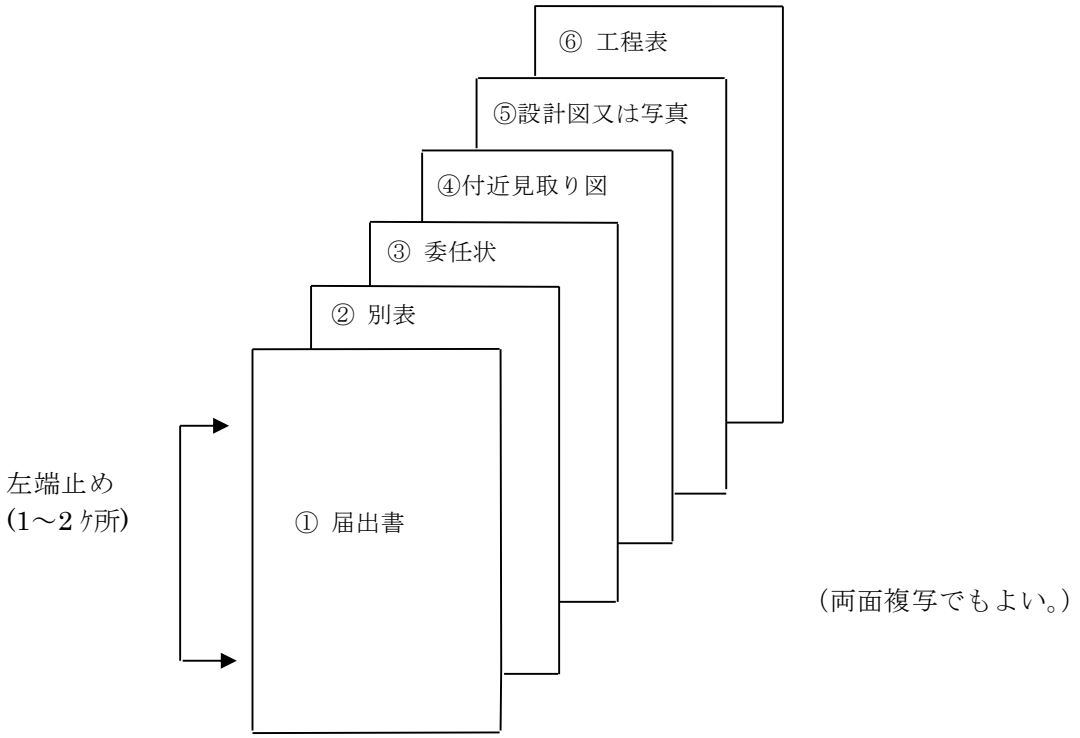

５．届出書等の記入について

１　届出書等記載の基本的事項

届出書等は日本語で記入して下さい。また、記入方法は、手書きの場合は万年筆、ボールペン等により記載して下さい。なお、プリントアウトしたものであっても結構です。

２　届出書

①　年月日

年月日を記入して下さい。日は届出の当日です。

②　届出書のあて先

届出書のあて先を「八尾市長」と記入して下さい。

③　発注者又は自主施工者の氏名・住所

ア．発注者又は自主施工者の氏名の欄には、個人の場合は氏名、法人の場合は商号又は名称及び代表者の氏名を記入すること。また、カタカナでフリガナを付けて下さい。

イ．住所の欄には、個人の場合は本人の住所、法人の場合は主たる営業所（本社、本店など）の所在地を記入して下さい。

ウ．郵便番号の欄には、個人の場合は本人の住所の郵便番号、法人の場合は主たる営業所（本社、本店など）の所在地の郵便番号を記入して下さい。

エ．電話番号の欄には、個人の場合は本人の所有する電話の番号、法人の場合は主たる営業所（本社、本店など）に置かれている電話の番号を記入して下さい。

注１　法人の場合で、登記上と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地の郵便番号、住所等を記入して下さい。

注２　工事中に転居する場合は、転居先の住所・連絡先その他の項目を併記して下さい。

④　工事の概要の欄

ア．工事の名称を記入して下さい。（○○マンション解体撤去工事、○邸新築工事、ガス管設置工事等）

イ．工事の場所には、市名、町名、大字・字名、丁目、地番、筆を記入して下さい。
ただし、番地、筆は、すべてでなく工事場所を代表するもので結構です。又、当該対象建設工事が複数の行政庁（大阪府、奈良県、大阪市、東大阪市）の区域にまたがる場合は、複数のすべての工事場所を記入して下さい。

ウ．工事の種類は、該当する工事のチェックボックスにチェックマークを付けて下さい。

エ．工事の規模は、該当する工事の記入欄に、用途、階数、工事対象床面積又は請負代金の額（千円単位を四捨五入し万円単位としたもの）を記入して下さい。請負代金の額は消費税及び地方消費税の額を含みます。

オ．請負・自主施工の別は、該当するどちらかの方法のチェックボックスにチェックマークを付けて下さい。

⑤　元請業者の欄　（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

ア．元請業者の欄には、個人の場合は氏名、法人の場合は商号又は名称及び代表者の氏名を記入して下さい。（契約の権限が支社長などに委任されている場合は支社長でも良い）。
また、カタカナでフリガナを付けて下さい。

イ．住所の欄には、個人の場合は本人の住所、法人の場合は主たる営業所（本社、本店など）

の所在地を記入して下さい。

なお、現場事務所が設置される場合は、現場事務所の住所を併記して下さい。

ウ．郵便番号の欄には、個人の場合は本人の住所の郵便番号、法人の場合は主たる営業所（本社、本店など）の所在地の郵便番号を記入して下さい。

なお、現場事務所が設置される場合は、現場事務所の住所の郵便番号を併記して下さい。

エ．電話番号の欄には、個人の場合は本人の所有する電話の番号、法人の場合は主たる営業所（本社、本店など）に置かれている電話の番号を記入して下さい。

なお、現場事務所が設置される場合は、現場事務所に置かれている電話の番号を併記して下さい。

オ．許可番号（登録番号）は、建設業又は解体工事業のいずれか該当する方の必要事項を記入して下さい。

建設業の場合は、大臣又は知事のいずれかのチェックボックスへチェックマークを付け、建設業許可番号、主任技術者（監理技術者）の氏名及び**業種**（土木工事業、建築工事業、解体工事業等の別）を記入して下さい。

解体工事業の場合は、当該解体業者の登録をした知事名の、解体工事業の登録番号、技術管理者氏名を記入して下さい。

なお、主任技術者（監理技術者）又は技術管理者が外国人の場合は、カタカナでフリガナを付けて下さい。

⑥　対象建設工事の元請業者から法第１２条第１項の規定による説明を受けた年月日の欄

元請業者から説明を受けた当日の年月日を記入して下さい。（受注者から見れば説明を行った日）ただし、請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要です。

⑦　工程の概要

様式第一号の本欄に記載されているとおり、出来るだけ図面、表等を作成して下さい。この場合、対象建設工事の着手年月日、完了年月日（分別解体等が完了する日）及び工種、工種ごとの施工順序、工種ごとの施工日数、全体工事日数等を記載して下さい。

届出書中にスペースの関係などから記載できない場合は、別紙によるものとし、別紙に工程の概要を記入して下さい。（別紙様式参照）

３　別表

①　周辺状況

工事現場の周囲の状況について具体的に記入して下さい。

例）・水田、農道（幅員３ｍ）あり、交通量少ない

・市街地、前面道路（片側２車線、幅員約 22m）交通量多い　など

②　作業場所の状況

工作機械の設置場所及び分別作業を行うための作業場所等の状況について記入して下さい。

例）・100 ㎡確保可能なため、支障なし

・工作機械の設置場所はあるが、分別解体スペースなし　など

③　搬出経路の状況

廃棄物の発生する現場から、搬出を行う道路までの搬出経路の状況について記入して下さい。

段差、樹木、工作物などの障害物の有無、経路における舗装の有無、砂利敷き等の状況、搬出に利用する道路までの距離や道路の幅員、通学路該当の有無、交通規制の状況などを

記入して下さい。

例）・搬出経路に立木あり、未舗装、道路まで約 10m

・およそ 50㎝の段差あり、舗装なし、道路（幅員２m）まで５m

・前面道路幅員 10m　など

④　その他

解体時に有害物質の発生がある場合、種類、発生箇所等について記入して下さい。

例）・変電施設、ＰＣＢ使用トランス　など

⑤　作業場所の確保

「建築物に関する調査の結果の作業場所の状況」で作業場所が十分に確保できない旨の記入をした時は、具体的な対策を記入して下さい。

例）・立木の除去を行う

・着手と同時に構造物の一部を除去し、作業場所を確保する

・敷地が狭いので道路を一時的な機械設置場所として使用するため道路使用許可を得るなど

⑥　搬出経路の確保

「建築物に関する調査の結果の搬出経路の状況」で問題がある旨の記入をした時は、具体的な対策を記入して下さい。また、問題なく搬出が可能な場合は「支障なし」と記入して下さい。

例）・搬出用車両を入れるため鉄板を敷地内に敷設

・搬出用道路が狭いため道路使用許可を得て通行止めを行い搬出する

・鉄板敷きを施工し搬出経路を確保する　など

⑦　その他

近隣対策や必要な諸官庁への届出の実施状況などについて記入して下さい。

また、「建築物に関する調査の結果の付着物の有無欄、またはその他欄」で、付着物や有害物質について記入した時は、その対処について記入して下さい。

例）・自治会との協議済み

・周辺住民への周知

・吹き付け石綿の適性処理対策の実施

・ＰＣＢ使用機器の適性処理　など

４　変更届出

①　変更届出書の様式

変更届出は、**別記様式第二号**による変更届出書を使用して下さい。

ア．様式左欄の変更箇所にチェックをして下さい。

イ．添付図書についても変更箇所を明示して下さい。

ウ．その他、変更前届出書記入の仕方と同じです。

※様式第二号への押印は不要ですが、委任状については**押印が必要**となります。

届出が不要な場合の分別解体の実施義務

分別解体等の実施義務や分別解体等の実施基準は当然適用されることから、必要に応じて随時分別解体等の計画を変更しながら適正な分別解体等を実施すべきであることに変わりはないことに留意して下さい。

６．受注者の注意点

１　受注者から発注者への説明（法第１２条第１項）

法第１２条第１項の規定による対象建設工事の届出に係る事項の説明については、受注者から発注者に対して法第１０条第１項の規定による事項を記載した書面を交付して説明を行って下さい。（別紙様式参照）

２　元請業者の下請業者への告知（法第１２条第２項）

元請業者は、法第１０条第１項の規定により届け出られた事項（法第１０条第２項の規定による変更の届出があった場合にはその変更後のもの）について下請業者へ告知しなければなりません。（別紙様式参照）

３　対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項（法第１３条）

法第１３条の対象建設工事の請負契約において受注者及び発注者は、主務省令第４条で定める事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。（別紙様式参照）

４　再資源化等の発注者への報告　（法第 18 条第１項）

対象工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した時は、主務省令に定めるところにより、その旨を当該工事の発注者に報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければなりません。（別紙様式参照）

５　分別解体等に関する技術基準

分別解体等に関する技術基準は、法第９条第２項に規定する主務省令（施行規則第２条分別解体に係る施行方法に関する基準）で定める基準のほか、次の点に留意して分別解体を実施して下さい。

①　作業スペースの確保

建築物等の解体工事を実施する場合において、敷地内での分別が困難な場合には、別に分別のためのスペースを確保し、分別を行って下さい。

②　再資源化ができない木材の分別

化粧合板、フローリング材などの複合材は再資源化ができないことから、その他の廃木材とは分別して下さい。

③　その他の分別解体の方法については法第９条第２項に規定する主務省令で定める基準に従い行って下さい。

６　分別解体等における有害物質等に関する事項

分別解体等における有害物質等に関しては、大阪府建設リサイクル法実施指針に定める事項の他、次の各号の事項に留意して下さい。

①　冷凍空調機器の冷媒として使用されているフロン類に関して、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）に規定する特定家庭用機器に該当するユニット型エアコンディショナー及び電気冷蔵庫の中に含まれるものについては、特定家庭用機器再商品化法又は廃棄物処理法に従って処理されなければなりません。

②　非飛散性アスベストについては、解体工事の施工及び非飛散性アスベストの処理において、粉じん飛散を起こさないような措置を講じなければなりません。

③　その他の有害物質については、解体工事における判別、分離等の技術基準に応じた適切な措置が講じられなければなりません。

７　標識の掲示（法第３３条）（建設業法第４０条）

解体工事業者は、主務省令に定めるところにより、その営業所及び解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に主務省令に定める事項を記載した標識を掲げなければなりません。

建設業者は、主務省令に定めるところにより、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に主務省令に定める事項を記載した標識を掲げなければなりません。

※解体工事の現場には、以下の標識のいずれかを掲示する必要があります。

【解体工事登録業者の場合】（解体工事業に係る登録等に関する省令第８条）

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	
技術管理者の氏名	

３５cm以上

４０cm以上

【建設業許可業者の場合】（建設業法施行規則第２５条）

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事	許可（　　）第　　号	
許可年月日			

４０cm以上

４０cm以上

（様式第一号）　　（A4）

記載例

届　出　書

届出書類提出日を記入

○年　○月　○日

（あて先）　八尾市長

フリガナ　カワチ　オンコ
発注者又は自主施工者の氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）　河内　音子
（郵便番号　581－××××　）電話番号　072－○○○－△△△△

住所　八尾市○○町△丁目××番
（転居予定先）　（郵便番号　581－××××　）電話番号　072－○○○－□□□□

住所　八尾市●●町△丁目××番

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1．工事の概要

①工事の名称　河内様邸解体工事

②工事の場所　八尾市○○町△丁目××番

③工事の種類及び規模

☑建築物に係る解体工事　　用途　一戸建ての住宅　、階数　2　、工事対象床面積の合計　80　m2

□建築物に係る新築又は増築の工事　用途＿＿、階数＿＿、工事対象床面積の合計＿＿m2

□建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途　　、階数　　、請負代金　　万円

□建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等　　請負代金　　万円

消費税及び
地方消費税の額を含む

④請負・自主施工の別：☑請負　□自主施工

2．元請業者（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

フリガナ　カイタイ　シイヤ
①氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）　(株)○×解体　解体　椎也
（郵便番号　○○○－●●●●　）電話番号　072－○○○－××××

②住所　八尾市○○町△△丁目▼▼

現場事務所が設置される場合は併記

③許可番号（登録番号）

□建設業の場合

建設業許可＿＿＿□大臣□知事（　－　）＿＿＿号　（＿＿＿＿工事業）

主任技術者（監理技術者）氏名＿＿＿＿

☑解体工事業の場合

解体工事業登録　大阪府　知事　○△□×　号

技術管理者氏名　解体　志多代

業種を記入
（とび・土工工事業での解体不可）

自主施工の場合
記入不要

3．対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

×年　○月　△日

4．分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載すること。

届出日の７日以上後であること

5．工程の概要

（工事着手予定日）　×年　△月　▲日

別紙の通り

（工事完了予定日）　×年　△月　▲日

（できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。）

（注意）

1　□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2　届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

※受付番号＿＿＿＿

別表1　**記載例**

（A4）
建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		☑木造　□鉄骨鉄筋コンクリート造　□鉄筋コンクリート造 □鉄骨造　□コンクリートブロック造　□その他（　　）	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 **30** 年、棟数 **1** 棟 その他（　　）	
	周辺状況	周辺にある施設　☑住宅　□商業施設　☑学校　□病院　□その他（　　） 敷地境界との最短距離　約 **1** m その他（　　）	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所　☑十分　□不十分 その他（ **隣地の使用必要** ）	**隣地使用の承諾済、道路使用許可済**
	搬出経路	障害物　□有（　　）　☑無 前面道路の幅員　約 **4** m 通学路　☑有　□無 その他（ **大型交通不可** ）	**交通整理員を配置、2トントラックで搬出**
	残存物品　フロン	□有（業務用エアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの） ☑無	
	残存物品　その他	☑有（ **エアコン** ） □無	**工事施工までに搬出する**
	特定建設資材への付着物	□有　（□飛散性石綿（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材等） □非飛散性石綿 □石綿含有仕上塗材 使用面積　㎡ □石綿含有成型板等 使用面積　㎡ □その他（　　）） ☑無	大気汚染防止法・安全衛生法石綿則、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について □届出済　□届出予定　□届出対象外
	その他（特定建設資材に付着していない、解体時に発生する有害物質）	☑有　（□飛散性石綿（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材等） ☑非飛散性石綿 ☑石綿含有仕上塗材 使用面積 **600** ㎡ □石綿含有成型板等 使用面積　㎡ □その他（　　）） □無	大気汚染防止法・安全衛生法石綿則、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について □届出済　□届出予定　☑届出対象外
	フロン	□有　（業務用エアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの） ☑無	

機械作業併用の場合、理由を記載
（例）屋根の腐敗により、手作業が危険であるため。等

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☑有　□無	☑ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☑有　□無	☑ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☑有　□無	□ 手作業 ☑ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☑有　□無	□ 手作業 ☑ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 （ **CB塀** ）	その他の取り壊し ☑有　□無	□ 手作業 ☑ 手作業・機械作業の併用

工事の工程の順序	□上の工程における①→②→③→④の順序 ☑その他（**⑤→①→②→③→④**）その他の場合の理由（**搬出に差し障るため**）
☑内装材に木材が含まれる場合	①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し □可　☑不可　不可の場合の理由（ **建築物の構造上、取り外し不可のため** ）
建築物に用いられた建設資材の量の見込み	**40** トン　**→特定建設資材以外を含む、総廃棄物量を記入**

廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分（注）
		☑コンクリート塊	**25** トン	□①　□②　☑③　□④　□⑤
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④　□⑤
		☑建設発生木材	**10** トン	☑①　☑②　□③　□④　□⑤
	（注）①建築設備・内装材等　②屋根ふき材　③外装材・上部構造部分　④基礎・基礎ぐい　⑤その他			

備考

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表2　**記載例**　（A4）

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		☑コンクリート　☑コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☑アスファルト・コンクリート　☑木材　← **使用する特定建設資材をチェック**
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数＿＿年、棟数＿＿棟 その他（　　）　← **新築の場合は空欄**
	周辺状況	周辺にある施設　☑住宅　☑商業施設　☑学校　□病院　☑その他（　**幼稚園**　） 敷地境界との最短距離　約 **2** m　← **敷地境界から建物の壁までの距離** その他（　**幹線道路（府道）沿い、交通量多い**　）

		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所	作業場所　☑十分　□不十分 その他（　　）　← **不十分な場合は対応を記入（例）隣地を借りる 等**	
	搬出経路	障害物　☑有（ **未舗装** ）　□無 前面道路の幅員　約 **12** m 通学路　☑有　□無 その他（ **大型車交通可能** ）	**敷鉄版設置により工事用道路の確保** **交通整備員の常駐**
	特定建設資材への付着物（修繕・模様替工事のみ）	□有　（□飛散性石綿（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材等） □非飛散性石綿 □石綿含有仕上塗材 使用面積＿＿㎡ □石綿含有成型板等 使用面積＿＿㎡ □その他（　）） ☑無	大気汚染防止法・安全衛生法石綿則、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について □届出済　□届出予定　□届出対象外
	その他 特定建設資材に付着していない、解体時に発生する有害物質（修繕・模様替工事のみ）	□有　（□飛散性石綿（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材等） □非飛散性石綿 □石綿含有仕上塗材 使用面積＿＿㎡ □石綿含有成型板等 使用面積＿＿㎡ □その他（　）） ☑無	大気汚染防止法・安全衛生法石綿則、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について □届出済　□届出予定　□届出対象外
	フロン（修繕・模様替工事のみ）	□有　（業務用エアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの） ☑無	

工程ごとの作業内容	工程	作業内容
	①造成等	造成等の工事　☑有　□無　← **500万円超の工事があれば別途届出が必要**
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事　☑有　□無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事　☑有　□無
	④屋根	屋根の工事　☑有　□無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事　☑有　□無
	⑥その他（ **仮設** ）	その他の工事　☑有　□無

廃棄物発生見込量		種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）
	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	☑コンクリート塊	**20**トン	□①　☑②　☑③　□④　☑⑤　□⑥
		☑アスファルト・コンクリート塊	**2**トン	☑①　□②　□③　□④　□⑤　☑⑥
		☑建設発生木材	**10**トン	□①　□②　☑③　□④　☑⑤　☑⑥
	（注）①造成等　②基礎　③上部構造部分・外装　④屋根　⑤建築設備・内装等　⑥その他			

備考

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表3　**記載例**　（A4）

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造（解体工事のみ）		□鉄筋コンクリート造　□その他（　　）← 解体工事の場合はチェック
工事の種類		☑新築工事　□維持・修繕工事　□解体工事 □電気　□水道　☑ガス　□下水道　□鉄道　□電話　☑その他（ **開発工事** ）
使用する特定建設資材の種類（新築・維持・修繕工事のみ）		☑コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☑アスファルト・コンクリート　□木材 ← 解体工事の場合は空欄
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数＿＿年 その他（　　）← 新築工事の場合は空欄
	周辺状況	周辺にある施設　□住宅　☑商業施設　□学校　□病院　□その他（　　） 敷地境界との最短距離　約 **3** m その他（ **幹線道路（府道）沿い、交通量多い** ）← 工事現場の周辺状況、騒音や粉塵などの対策や安全確保の有無などについて記載

工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所　☑十分　□不十分 その他（　　）	**道路占用許可済、道路使用許可済**
	搬出経路	障害物　□有（　　）　☑無 前面道路の幅員　約 **12** m 通学路　☑有　□無 その他（　　）	**交通整備員の常駐**
	特定建設資材への付着物（解体・維持修繕工事のみ）	□有　（□飛散性石綿（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材等） □非飛散性石綿 □石綿含有仕上塗材 使用面積＿＿㎡ □石綿含有成型板等 使用面積＿＿㎡ □その他（　　）） ☑無	大気汚染防止法・安全衛生法石綿則、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について □届出済　□届出予定　□届出対象外
	その他 特定建設資材に付着していない、解体時に発生する有害物質（解体・維持修繕工事のみ）	□有　（□飛散性石綿（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材等） □非飛散性石綿 □石綿含有仕上塗材 使用面積＿＿㎡ □石綿含有成型板等 使用面積＿＿㎡ □その他（　　）） ☑無	大気汚染防止法・安全衛生法石綿則、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について □届出済　□届出予定　□届出対象外
	その他	**無し**	**周辺住民に工事内容を広報、周知する。**

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（解体工事のみ）
	①仮設	仮設工事　☑有　□無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事　☑有　□無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事　☑有　□無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事　☑有　□無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事　☑有　□無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他（　　）	その他の工事　□有　☑無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序（解体工事のみ）		□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）	解体工事の場合のみ記入
工作物に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事のみ）		トン	解体工事の場合のみ記入

廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み（全工事）並びに特定建設資材が使用される工作物の部分（新築・維持・修繕工事のみ）及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分（維持・修繕・解体工事のみ）	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）
		☑コンクリート塊	**10**トン	□①　☑②　□③　□④ □⑤　□⑥
		☑アスファルト・コンクリート塊	**230**トン	□①　☑②　□③　□④ □⑤　□⑥
		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
	（注）①仮設　②土工　③基礎　④本体構造　⑤本体付属品　⑥その他			

備考

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

記載例

○ 年 × 月 △ 日

委　　任　　状

私は都合により下記の者を代理者と定め、下記の建築物等の工事について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１０条に基づく届出の手続きに関する一切の権限を委任します。

記

１．工事の名称　　**○ ○ 様 邸 解 体 工 事**

２．工事の場所　　**八 尾 市 ○ ○ 町 △ 丁 目 ×× 番**

３．代理者の住所　　**八 尾 市 ○ ○ 町 △ 丁 目 ▼ ▼**

（電 話 番 号）　**072　－　○○○　－　××××**

代理者の氏名　　**(株)○ × 解 体　(代)解 体　椎 也**

委　任　者

住　　所　　**八 尾 市 ○ ○ 町 △ 丁 目 ×× 番**

ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ　　カ ワ チ　オ ン コ

氏　　名　　**河 内　音 子**　　印

様式第一号及び第二号への押印は不要ですが、委任者の押印が必要となります。

（法第１０条関係）

作成例

工　程　表

（建築物解体工事の場合）

作業内容	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日
①養生シート等の設置	↔						
②重機の搬入	↔						
③障害物の除去	↔						
④建具、畳等の撤去	↔						
⑤石膏ボードの手壊し		↔					
⑥手作業による瓦降ろし		↔					
⑦機械併用の上屋解体			↔	↔			
⑧木材等の積込・搬出			↔	↔			
⑨混廃の積込・搬出					↔	↔	
⑩基礎・土間の解体						↔	
⑪コン塊の積込・搬出						↔	↔
⑫養生シート等の撤去							↔
⑬整地・完了							↔

この書類は受注者から発注者への説明用に用います

（法第12条関係）

記載例

説　明　書

○　年　×　月　△　日

（発注者）

河　内　音　子　様

氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）

（株）○　×　解　体　　（代）解　体　椎　也

（郵便番号 ○○○ ― ●●●● ）電話番号 072 ―○○○―××××

住所　　**八尾市○○町△△丁目▼▼**

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1．説明内容　　添付資料のとおり

2．添付資料

①届出書（様式第一号に必要事項を記載したもの）

②別表（別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）

☑別表1（建築物に係る解体工事）

☐別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

☐別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

③その他の別添資料（添付する場合）

☑案内図

☑工程表

[注]　本様式は発注者に対して説明することにあたり、書面で行う場合の標準様式を参考として示すものである。

この書類は契約時に必要です

記載例

法第１３条及び省令第４条に基づく書面

（建築物に係る解体工事の場合）

１．　分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工　　程	作　　業　　内　　容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☑有　□無	☑手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☑有　□無	□手作業 ☑手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（腐　朽）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☑有　□無	□手作業 ☑手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☑有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他（　　）	その他の取り壊し □有　☑無	☑手作業 □手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

２．解体工事に要する費用　　￥○，○○○，○○○ 円（税込）
（受注者の見積金額）

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地　　別紙のとおり

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用　￥○，○○○，○○○ 円（税込）
（受注者の見積金額）

記載例

別　紙

（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	○○興業(株)	○○県△△市××××
木　材	日本○○(株)	○○県△△市××××

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

この書類は受注者から下請業者への説明用に用います

記載例

（法第12条関係）

告　　知　　書

○　年　×　月　△　日

（下請負人）

（有）△　△　興　業

（代）八　尾　太　郎　様

氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）

（株）○　×　解　体　（代）解　体　椎　也

（郵便番号　○○○　―　●●●●　）電話番号 072―○○○―××××

住所　**八尾市○○町△△丁目▼▼**

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第２項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について告知します。

記

１．添付資料

①届出書（様式第一号に必要事項を記載したもの）

②別表（別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）

☑別表1（建築物に係る解体工事）

□別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

□別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

③その他の別添資料（添付する場合）

☑案内図

☑工程表

[注]　本様式は下請負人に対して告知することにあたり、書面で行う場合の標準様式を参考として示すものである。

この書類は受注者から発注者への再資源化の報告に用います

記載例

再 資 源 化 等 報 告 書

○ 年 × 月 △ 日

（発注者）
河 内 花 子 様

氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）
（株）○ × 解 体 （代）解 体 椎 也
（郵便番号 ○○○ ― ●●●● ）電話番号 072―○○○―××××
住所 八尾市○○町△△丁目▼▼

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第１項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 ○ ○ 様 邸 解 体 工 事
2. 工事の場所 八尾市○○町△丁目××番
3. 再資源化等が完了した年月日 ○年 ×月 △日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	○○興業(株)	○○県△△市×××
木 材	日本○○(株)	○○県△△市×××

５．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 ○○○ 万円
（消費税及び地方消費税を含む）

（参考資料を添付する場合の添付資料） ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など
□再生資源利用実施書（必要事項を記載したもの）
□再生資源利用促進実施書（必要事項を記載したもの）

（様式第一号）　　（A4）

届 出 書

年　月　日

（あて先）　八尾市長

フリガナ
発注者又は自主施工者の氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（郵便番号　　－　　）電話番号　　－　　－

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（転居予定先）　（郵便番号　　－　　）電話番号　　－　　－

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1．工事の概要

①工事の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

②工事の場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

③工事の種類及び規模

□建築物に係る解体工事　　用途＿＿＿、階数＿＿＿、工事対象床面積の合計＿＿＿m2

□建築物に係る新築又は増築の工事　用途＿＿＿、階数＿＿＿、工事対象床面積の合計＿＿＿m2

□建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途＿＿＿、階数＿＿＿、請負代金　＿＿＿＿万円

□建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等　　請負代金　＿＿＿＿万円

④請負・自主施工の別：□請負　□自主施工

2．元請業者（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

フリガナ
①氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（郵便番号　　－　　）電話番号　　－　　－

②住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

③許可番号（登録番号）

□建設業の場合

建設業許可＿＿＿＿□大臣□知事（　－　）＿＿＿＿号　（＿＿＿工事業）

主任技術者（監理技術者）氏名＿＿＿＿＿＿

□解体工事業の場合

解体工事業登録＿＿＿＿知事＿＿＿＿号

技術管理者氏名＿＿＿＿＿＿

3．対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

＿＿＿年　月　日＿＿＿

4．分別解体等の計画等

（建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載すること。）

5．工程の概要

（工事着手予定日）　＿＿＿年　月　日
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（工事完了予定日）　＿＿＿年　月　日

（できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。）

（注意）

1　□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2　届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

※受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿

別表1　　（A4）

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		□木造　□鉄骨鉄筋コンクリート造　□鉄筋コンクリート造 □鉄骨造　□コンクリートブロック造　□その他（　　）
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数＿＿＿年、棟数＿＿＿棟 その他（　　）
	周辺状況	周辺にある施設　□住宅　□商業施設　□学校　□病院　□その他（　　） 敷地境界との最短距離　約＿＿＿m その他（　　）

			建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所		作業場所　□十分　□不十分 その他（　　）	
	搬出経路		障害物　□有（　　）　□無 前面道路の幅員　約＿＿＿m 通学路　□有　□無 その他（　　）	
	残存物品	フロン	□有（業務用エアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの） □無	
		その他	□有（　　） □無	
	特定建設資材への付着物		□有　（□飛散性石綿（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材等） □非飛散性石綿 □石綿含有仕上塗材 使用面積　　㎡ □石綿含有成型板等 使用面積　　㎡ □その他（　　）） □無	大気汚染防止法・安全衛生法石綿則、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について □届出済　□届出予定　□届出対象外
	その他（特定建設資材に付着していない、解体時に発生する有害物質）		□有　（□飛散性石綿（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材等） □非飛散性石綿 □石綿含有仕上塗材 使用面積　　㎡ □石綿含有成型板等 使用面積　　㎡ □その他（　　）） □無	大気汚染防止法・安全衛生法石綿則、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について □届出済　□届出予定　□届出対象外
	フロン		□有　（業務用エアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの） □無	

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑤その他 （　　）	その他の取り壊し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用

工事の工程の順序	□上の工程における①→②→③→④の順序 □その他（　　）その他の場合の理由（　　）
□内装材に木材が含まれる場合	①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し □可　□不可　不可の場合の理由（　　）
建築物に用いられた建設資材の量の見込み	トン

廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分（注）
		□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④　□⑤
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④　□⑤
		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④　□⑤
	（注）①建築設備・内装材等　②屋根ふき材　③外装材・上部構造部分　④基礎・基礎ぐい　⑤その他			

備考

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表2　　（A4）

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		□コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート　□木材
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数＿＿＿年、棟数＿＿＿棟 その他（　　）
	周辺状況	周辺にある施設　□住宅　□商業施設　□学校　□病院　□その他（ 敷地境界との最短距離　約＿＿＿m その他（　　）

		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所	作業場所　□十分　□不十分 その他（　　）	
	搬出経路	障害物　□有（　　）　□無 前面道路の幅員　約＿＿＿m 通学路　□有　□無 その他（　　）	
	特定建設資材への付着物（修繕・模様替工事のみ）	□有　（□飛散性石綿（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材等） □非飛散性石綿 □石綿含有仕上塗材 使用面積＿＿＿㎡ □石綿含有成型板等 使用面積＿＿＿㎡ □その他（　　）） □無	大気汚染防止法・安全衛生法石綿則、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について □届出済　□届出予定　□届出対象外
	その他 特定建設資材に付着していない、解体時に発生する有害物質（修繕・模様替工事のみ）	□有　（□飛散性石綿（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材等） □非飛散性石綿 □石綿含有仕上塗材 使用面積＿＿＿㎡ □石綿含有成型板等 使用面積＿＿＿㎡ □その他（　　）） □無	大気汚染防止法・安全衛生法石綿則、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について □届出済　□届出予定　□届出対象外
	フロン（修繕・模様替工事のみ）	□有　（業務用エアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの） □無	

工程ごとの作業内容	工程	作業内容
	①造成等	造成等の工事　□有　□無
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事　□有　□無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事　□有　□無
	④屋根	屋根の工事　□有　□無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事　□有　□無
	⑥その他（　　）	その他の工事　□有　□無

廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）
		□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
	（注）①造成等　②基礎　③上部構造部分・外装　④屋根　⑤建築設備・内装等　⑥その他			

備考

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表3　　（A4）

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造（解体工事のみ）		□鉄筋コンクリート造　□その他（　　）
工事の種類		□新築工事　□維持・修繕工事　□解体工事 □電気　□水道　□ガス　□下水道　□鉄道　□電話　□その他（　　）
使用する特定建設資材の種類（新築・維持・修繕工事のみ）		□コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート　□木材
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数＿＿＿年 その他（　　）
	周辺状況	周辺にある施設　□住宅　□商業施設　□学校　□病院　□その他（　　） 敷地境界との最短距離　約＿＿＿m その他（　　）

		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所	作業場所　□十分　□不十分 その他（　　）	
	搬出経路	障害物　□有（　　）　□無 前面道路の幅員　約＿＿＿m 通学路　□有　□無 その他（　　）	
	特定建設資材への付着物（解体・維持修繕工事のみ）	□有　（□飛散性石綿（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材等） □非飛散性石綿 □石綿含有仕上塗材 使用面積＿＿＿㎡ □石綿含有成型板等 使用面積＿＿＿㎡ □その他（　　）） □無	大気汚染防止法・安全衛生法石綿則、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について □届出済　□届出予定　□届出対象外
	その他 特定建設資材に付着していない、解体時に発生する有害物質（解体・維持修繕工事のみ）	□有　（□飛散性石綿（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材等） □非飛散性石綿 □石綿含有仕上塗材 使用面積＿＿＿㎡ □石綿含有成型板等 使用面積＿＿＿㎡ □その他（　　）） □無	大気汚染防止法・安全衛生法石綿則、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について □届出済　□届出予定　□届出対象外
	その他		

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（解体工事のみ）
	①仮設	仮設工事　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑥その他（　　）	その他の工事　□有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序（解体工事のみ）		□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）	
工作物に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事のみ）		トン	

廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み（全工事）並びに特定建設資材が使用される工作物の部分（新築・維持・修繕工事のみ）及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分（維持・修繕・解体工事のみ）	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）
		□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
	（注）①仮設　②土工　③基礎　④本体構造　⑤本体付属品　⑥その他			

備考

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

（様式第二号）　　（A4）

変 更 届 出 書

変更箇所	
	年　月　日
	（あて先）　八尾市長
□	フリガナ 発注者又は自主施工者の氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿ （郵便番号　－　）電話番号　－　－
□	住所＿＿＿＿＿＿＿＿ （転居予定先）（郵便番号　－　）電話番号　－　－
□	住所＿＿＿＿＿＿＿＿
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第2項の規定により、下記のとおり変更を届け出ます。
	記
	1．工事の概要
	①工事の名称＿＿＿＿＿＿＿＿
	②工事の場所＿＿＿＿＿＿＿＿
□	③工事の種類及び規模
	□建築物に係る解体工事　用途＿＿、階数＿＿、工事対象床面積の合計＿＿m2
	□建築物に係る新築又は増築の工事　用途＿＿、階数＿＿、工事対象床面積の合計＿＿m2
	□建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途＿＿、階数＿＿、請負代金＿＿万円
	□建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等　請負代金＿＿万円
□	④請負・自主施工の別：□請負　□自主施工
	2．元請業者（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）
□	フリガナ ①氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿ （郵便番号　－　）電話番号　－　－
□	②住所＿＿＿＿＿＿＿＿
□	③許可番号（登録番号） □建設業の場合
	建設業許可＿＿□大臣□知事（　－　）＿＿号（＿＿工事業）
	主任技術者（監理技術者）氏名＿＿＿＿
	□解体工事業の場合
	解体工事業登録＿＿知事＿＿号
	技術管理者氏名＿＿＿＿
□	3．対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日 （請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）
	年　月　日
□	4．分別解体等の計画等 （建築物に係る解体工事については別表1 建築物に係る新築工事等については別表2 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3 により記載すること。）
□	5．工程の概要
	（工事着手予定日）　年　月　日 （工事完了予定日）　年　月　日
	（できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。）

（注意）

1　□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2　届出書に添付した対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真に変更がある場合には、新たな設計図又は写真を添付すること。

※受付番号＿＿＿＿

別表1　　（A4）

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

変更箇所				
	建築物の構造		□木造　□鉄骨鉄筋コンクリート造　□鉄筋コンクリート造 □鉄骨造　□コンクリートブロック造　□その他（　　）	
□	建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数＿＿＿年、棟数＿＿＿棟 その他（　　）	
□		周辺状況	周辺にある施設　□住宅　□商業施設　□学校　□病院　□その他（　　） 敷地境界との最短距離　約＿＿＿m その他（　　）	
	建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
□		作業場所	作業場所　□十分　□不十分 その他（　　）	
□		搬出経路	障害物　□有（　　）　□無 前面道路の幅員　約＿＿＿m 通学路　□有　□無 その他（　　）	
□		残存物品 フロン	□有（業務用エアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの） □無	
		残存物品 その他	□有（　　） □無	
□		特定建設資材への付着物	□有　（□飛散性石綿（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材等） □非飛散性石綿 □石綿含有仕上塗材 使用面積＿＿＿㎡ □石綿含有成型板等 使用面積＿＿＿㎡ □その他（　　）） □無	大気汚染防止法・安全衛生法石綿則、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について □届出済　□届出予定　□届出対象外
□		その他（特定建設資材に付着していない、解体時に発生する有害物質）	□有　（□飛散性石綿（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材等） □非飛散性石綿 □石綿含有仕上塗材 使用面積＿＿＿㎡ □石綿含有成型板等 使用面積＿＿＿㎡ □その他（　　）） □無	大気汚染防止法・安全衛生法石綿則、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について □届出済　□届出予定　□届出対象外
□		フロン	□有　（業務用エアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの） □無	

変更箇所	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
□		①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
□		②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
□		③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
□		④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
□		⑤その他 （　　）	その他の取り壊し □有　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
□	工事の工程の順序		□上の工程における①→②→③→④の順序 □その他（　　）その他の場合の理由（　　）	
□	□内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し □可　□不可　不可の場合の理由（　　）	
□	建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン	

変更箇所	廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分（注）
□			□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④　□⑤
□			□アスファルト・コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④　□⑤
□			□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④　□⑤
		（注）①建築設備・内装材等　②屋根ふき材　③外装材・上部構造部分　④基礎・基礎ぐい　⑤その他			
□	備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表2　　（A4）

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

変更箇所				
	使用する特定建設資材の種類		□コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート　□木材	
□	建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数＿＿＿年、棟数＿＿＿棟 その他（　　）	
□		周辺状況	周辺にある施設　□住宅　□商業施設　□学校　□病院　□その他（ 敷地境界との最短距離　約＿＿＿m その他（　　）	
	建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
□		作業場所	作業場所　□十分　□不十分 その他（　　）	
□		搬出経路	障害物　□有（　　）　□無 前面道路の幅員　約＿＿＿m 通学路　□有　□無 その他（　　）	
□		特定建設資材への付着物（修繕・模様替工事のみ）	□有　（□飛散性石綿（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材等） □非飛散性石綿 □石綿含有仕上塗材 使用面積＿＿＿㎡ □石綿含有成型板等 使用面積＿＿＿㎡ □その他（　　）） □無	大気汚染防止法・安全衛生法石綿則、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について □届出済　□届出予定　□届出対象外
□		その他 特定建設資材に付着していない、解体時に発生する有害物質（修繕・模様替工事のみ）	□有　（□飛散性石綿（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材等） □非飛散性石綿 □石綿含有仕上塗材 使用面積＿＿＿㎡ □石綿含有成型板等 使用面積＿＿＿㎡ □その他（　　）） □無	大気汚染防止法・安全衛生法石綿則、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について □届出済　□届出予定　□届出対象外
□		フロン（修繕・模様替工事のみ）	□有　（業務用エアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの） □無	

変更箇所	工程ごとの作業内容	工程	作業内容
□		①造成等	造成等の工事　□有　□無
□		②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事　□有　□無
□		③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事　□有　□無
□		④屋根	屋根の工事　□有　□無
□		⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事　□有　□無
□		⑥その他（　　）	その他の工事　□有　□無

変更箇所	廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）
□			□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
□			□アスファルト・コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
□			□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
		（注）①造成等　②基礎　③上部構造部分・外装　④屋根　⑤建築設備・内装等　⑥その他			
□	備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表3　　（A4）

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

変更箇所				
	工作物の構造（解体工事のみ）		□鉄筋コンクリート造　□その他（　　）	
□	工事の種類		□新築工事　□維持・修繕工事　□解体工事 □電気　□水道　□ガス　□下水道　□鉄道　□電話　□その他（　　）	
□	使用する特定建設資材の種類（新築・維持・修繕工事のみ）		□コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート　□木材	
□	工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数＿＿＿年 その他（　　）	
□		周辺状況	周辺にある施設　□住宅　□商業施設　□学校　□病院　□その他（　　） 敷地境界との最短距離　約＿＿＿m その他（　　）	
	工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
□		作業場所	作業場所　□十分　□不十分 その他（　　）	
□		搬出経路	障害物　□有（　　）　□無 前面道路の幅員　約＿＿＿m 通学路　□有　□無 その他（　　）	
□		特定建設資材への付着物（解体・維持修繕工事のみ）	□有　（□飛散性石綿（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材等） □非飛散性石綿 □石綿含有仕上塗材 使用面積　　㎡ □石綿含有成型板等 使用面積　　㎡ □その他（　　）） □無	大気汚染防止法・安全衛生法石綿則、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について □届出済　□届出予定　□届出対象外
□		その他 特定建設資材に付着していない、解体時に発生する有害物質（解体・維持修繕工事のみ）	□有　（□飛散性石綿（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材等） □非飛散性石綿 □石綿含有仕上塗材 使用面積　　㎡ □石綿含有成型板等 使用面積　　㎡ □その他（　　）） □無	大気汚染防止法・安全衛生法石綿則、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について □届出済　□届出予定　□届出対象外
□		その他		

変更箇所	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（解体工事のみ）
□		①仮設	仮設工事　□有　□無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
□		②土工	土工事　□有　□無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
□		③基礎	基礎工事　□有　□無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
□		④本体構造	本体構造の工事　□有　□無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
□		⑤本体付属品	本体付属品の工事　□有　□無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
□		⑥その他（　　）	その他の工事　□有　□無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
□	工事の工程の順序（解体工事のみ）		□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他（　　） その他の場合の理由（　　）	
□	工作物に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事のみ）		トン	

変更箇所	廃棄物発生見込量	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）
□	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み（全工事）並びに特定建設資材が使用される工作物の部分（新築・維持・修繕工事のみ）及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分（維持・修繕・解体工事のみ）	□コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
□		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥
□		□建設発生木材	トン	□①　□②　□③　□④ □⑤　□⑥

（注）①仮設　②土工　③基礎　④本体構造　⑤本体付属品　⑥その他

変更箇所	備考
□	

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

年　　月　　日

委　　任　　状

私は都合により下記の者を代理者と定め、下記の建築物等の工事について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１０条に基づく届出の手続きに関する一切の権限を委任します。

記

１．工事の名称

２．工事の場所

３．代理者の住所

（電話番号）　　－　　－

代理者の氏名　　印

委　任　者

住　　所

フリガナ

氏　　名　　印

（法第１０条関係）

工　　程　　表

作業内容	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日

（法第12条関係）

説　明　書

年　　月　　日

（発注者）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 様

氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（郵便番号　　―　　）電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1．説明内容　　添付資料のとおり

2．添付資料

①届出書（様式第一号に必要事項を記載したもの）

②別表（別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）

□別表1（建築物に係る解体工事）

□別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

□別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

③その他の別添資料（添付する場合）

□案内図

□工程表

[注]　本様式は発注者に対して説明することにあたり、書面で行う場合の標準様式を参考として示すものである。

法第１３条及び省令第４条に基づく書面

（建築物に係る解体工事の場合）

１．分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工　　程	作　　業　　内　　容	分　別　解　体　等　の　方　法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他（　　）	その他の取り壊し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

２．解体工事に要する費用　　円（税込）
（受注者の見積金額）

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地　　別紙のとおり

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用　　円（税込）
（受注者の見積金額）

法第１３条及び省令第４条に基づく書面

（建築物に係る新築工事等の場合）

１．分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工　　程	作　　業　　内　　容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他（　　）	その他の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

２．解体工事に要する費用　　なし

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地　　別紙のとおり

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用　＿＿＿＿＿＿＿＿円（税込）
（受注者の見積金額）

法第１３条及び省令第４条に基づく書面

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

１．分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工　　程	作　　業　　内　　容	分別解体等の方法（解体工事のみ）
	①仮設	仮設工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他（　　）	その他の工事 □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

２．解体工事に要する費用　＿＿＿＿＿＿＿＿円（税込）

（受注者の見積金額）

（注）解体工事の場合のみ記載する。

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地　　別紙のとおり

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用　＿＿＿＿＿＿＿＿円（税込）

（受注者の見積金額）

別　紙

（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

（法第12条関係）

告　　知　　書

年　　月　　日

（下請負人）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 様

氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（郵便番号　　―　　）電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第２項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について告知します。

記

１．添付資料

①届出書（様式第一号に必要事項を記載したもの）

②別表（別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）

□別表1（建築物に係る解体工事）

□別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

□別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

③その他の別添資料（添付する場合）

□案内図

□工程表

[注]　本様式は下請負人に対して告知することにあたり、書面で行う場合の標準様式を参考として示すものである。

再 資 源 化 等 報 告 書

年　　月　　日

（発注者）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 様

氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（郵便番号　　―　　）電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第１項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

１．工事の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．工事の場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．再資源化等が完了した年月日　　年　　月　　日

４．再資源化等をした施設の名称及び所在地

（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

５．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用　＿＿＿＿＿＿＿＿万円

（消費税及び地方消費税を含む）

（参考資料を添付する場合の添付資料）※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

□再生資源利用実施書（必要事項を記載したもの）

□再生資源利用促進実施書（必要事項を記載したもの）

建設リサイクル法に関する届出の手引き

平成１４年（2002年）　７月　発　行
平成１７年（2005年）　９月　部名称の変更
平成２０年（2008年）　４月　部名称の変更
平成２２年（2010年）　３月　様式の変更（平成22年４月１日改正）
平成２４年（2012年）１２月　様式の変更
平成２８年（2016年）　４月　部名称の変更
令和　２　年（2020年）　２月　改元による年表示の変更
令和　４　年（2022年）　１月　記載例及び様式の変更
編集・発行　八尾市建築部審査指導課
℡　（072）924-3878
〒581-0003　八尾市本町１丁目１－１
刊行物番号　Ｒ３－１６２

再生紙を使用しています。